

## 徳島家庭裁判所委員会（第6回）議事概要

### 1 開催日時

平成18年2月27日（月）午後2時から午後4時

### 2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

井上正信委員，鹿島久義委員，木村清志委員，坂田千代子委員，佐々木茂委員，塩月秀平委員〔委員長〕，高井新二委員，前田美代子委員，幸田文一委員

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 所長あいさつ

#### (3) 委員紹介等

#### (4) 意見交換，テーマ「成年後見制度と家庭裁判所の取組について」

下記5のとおり

#### (5) 次回開催テーマ

「少年事件について」はどうかとの提案があった。正式には，追って決定する。

#### (6) 次回開催期日

平成18年9月以降（地・家裁委員会個別開催）

#### (7) 所長あいさつ

#### (8) 閉会

### 5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

#### 【前提としての説明】

（○：成年後見制度についての説明がなされた。概要は次のとおり。）

成年後見制度は，平成11年の民法改正によって成立した制度で，平成12年4月から施行されています。この制度は，精神の障害によって物事の正常な判断ができなくなった人を支援するためのものです。

統計上，平成17年9月以降，申立てが急増しました。背景には，悪質リフォーム問題が社会問題化し，取り上げられたことがあると考えられます。社会的背景としては，まず高齢化社会が挙げられます。もう一点として核家族化が進行し，とりわけ独り暮らしの女性高齢者が年々増加していることも挙げられます。

関係機関との関係ですが，平成18年4月から各市町村に地域包括支援センターが設置されます。裁判所の関係では，成年後見制度の申立てを支援する形で関係があります。それから，同年10月からは，司法支援センターが設置されます。これは直接成年後見のためだけの機関というわけではありませんが，法律関係の相談の一環として成年後見の相談も扱うことが考えられます。裁判所としては，これらの関係機関と連携強化を図る必要性があります。

（●：次の内容についての概括的説明がなされた。）

ア 成年後見制度 イ これまでの成年後見制度 ウ 現在の成年後見制度

エ 後見，保佐，補助，任意後見の概要 オ 成年後見事件の手の流れ，審理の内容について カ 後見監督事務について

(●：次の内容についての概括的説明がなされた。)

ア 制度の利用の実情 イ 調査・審理の内容 ウ 後見監督の実情と課題について

【運用について】

- ：判断能力の判定は難しいと思われませんが、具体的にどのような手順でやっているのですか。
- ：本人、家族との面接情報、それ以外に場合によっては鑑定をすることもあります。鑑定で、圧倒的に多いのは、主治医による鑑定で、主治医ができない場合には紹介者による鑑定、その二者で行っています。
- ：精神障害というと、高齢者だけではなく、若年者や中年者も考えられますが、精神障害の対象者で、徳島で適用したことはありますか。
- ：ありますが、高齢者の方が多いように思われます。

【申立て動機について】

- ：私の経験では、成年後見制度というのは、高齢者の方が土地売買を行うとか、あるいは銀行から借入れをするのに根抵当権を設定するなど、法律行為をするに際して、取引の相手方から後になって売買無効等を主張されると困るというので、相手方から要求されて申立てがなされるということもあるようです。また、申立ての動機に訴訟手続等というのがありますが、裁判を起こすときに、高齢者の方が原告になるに当たって、後になって訴訟行為が無効である、特に、そういった主張を被告の方からされるのを防ぐために後見人を選任する場合もあると考えられます。逆の被告の場合もわかりです。また、推定相続人が多数いるケースで、そのうちの一人が無為徒食の生活をしていて、高齢者の財産を食いつぶしている場合に、他の推定相続人から申立てをするケースがかなり多い。それに関連しては、将来の相続財産のもめ事を事実上先取りしたような形で、かなり高額な資産がある場合に、特定の人とその財産を取り込んでしまうのではないかと、将来、相続が起きたときに自分が不利な扱いを受けるのではないかと考えて、申立てを行うような形もあると思います。それから、リフォーム詐欺等、高齢者が単身で住んでいて、子供たちは遠隔地に住んでいるようなケースで、そういう詐欺に巻き込まれたりすることを防ぐために申立てをするケースがあると思われます。

【任意後見制度について】

- ：精神の障害が起こる前に、自分の後見人を選んでおく、任意後見制度については、一般の方には広報が行き届いてないのではないのでしょうか。
- ：任意後見については公証人役場で取り扱うのですが、その辺の広報は確かに行き届いてないように思われます。
- ：任意後見制度というのは、自分は現在元気だけれども、万が一、将来障害が生じたときのための法的枠組みを作っておくという制度ですが、そういう考えに慣れていないですよ。だけれども、司法支援センターが出来たりして、法律というものの価値が分かってくると利用が進むかもしれません。

【保佐，補助について，広報の必要性について】

- ：リフォーム詐欺の被害にあった人の話ですと、日常何でもない人が言葉巧みにひっ

かかってしまうということがありますね。そういう人は成年後見のルールにはのらず、むしろ、保佐とか補助という制度が活用されてもいいんじゃないかという感じがしますが、あまり利用されていないと思われまます。

○：「補佐」ではなくて、「保佐」という字を使ったり、「法定後見」という形で改められはしたものの、従前使用されていた「禁治産」「準禁治産」等、法律の言葉というのは分かりにくいですね。

リフォーム詐欺という事件が起きて、私もこういう制度があるということを知りましたが、もっと、こういう制度についてのパンフレット等については、高齢者の方がよく行く、例えば病院の窓口であるとか、そういう所に置いておく必要があるのではないのでしょうか。

○：地域包括支援センターが市町村に設置されれば、草の根的に知られることになることも期待されますね。

○：事件があったときに報道として取り上げる、マスコミとしてはそういう面がありますが、これだけ高齢化、少子化、核家族化が進むと、これからいろいろな事件が起こる土壌がある。やはり、裁判員制度と同じように、繰り返し取り上げる必要があるのではないかと考えさせられます。

●：裁判所の広報について次のとおり説明があった。

- 1 パンフレットについては、県、市町村、弁護士会、リーガルサポート等関係機関に配布していること。
- 2 成年後見制度を説明した資料を、県や市町村の広報誌へ掲載依頼したこと。
- 3 裁判所主催の協議会を開催し、リーガルサポート、四国税理士会等、成年後見に関係する機関と問題点を協議していること。
- 4 18年3月に、地域包括支援センター設立に当たって、センターの担当者らに、裁判所職員が成年後見制度の手続等を説明する予定であること。

#### 【市町村長による申立てについて】

○：市町村長が行う成年後見制度に関しては、厚生労働省から平成18年度から精神障害者に対しては補助の対象を拡大するという方針が打ち出されました。これまでは、高齢者と知的障害だけだったのが、精神障害に対しても補助の対象になるということです。

■：市町村長が申し立てた動機というのはどういうものがあるのでしょうか。

●：施設入所した高齢の認知症の方で多額の財産があり、その管理をどうするかということで市町村が申し立てるケースなどがあるようです。

○：市町村長が申立てをする場合の費用、鑑定費用については、いったん市町村が立替予納をするのですか。

○：立替予納しておいて、決定があれば、本人の財産から求償されることとなります。

○：本人の資産がない場合は、市町村が負担して終わるということになるのですね。

○：市町村によっては、これまでやっていた市町村もあったり、全くやらなかった所もあったりしたのですね。だから、今後は、国から一定程度負担しましょうということになったようです。

○：精神障害者への成年後見制度への拡大というのは、どういう配慮でどういう目的で

考えられているのですか。

○：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2ですね。

すなわち、成年後見制度を柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度にするため、精神障害者について市町村長が家庭裁判所に対し、後見、保佐、補助の開始の審判を請求することができる旨の規定を設けたものです。成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するもので、本人、配偶者、4親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となりますが、判断能力が不十分な精神障害者のうち、身寄りが無い場合等、当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて・・・とありまして、これが、従前は補助金の対象になってなかったのです。それを、高齢者、知的障害者の場合と同様に補助の対象にするということです。精神障害というのは割と青年期に発症するケースが多くて、しかも長期間治療を必要とするものです。そして、自分が作った財産ではなくて、相続した財産があるということで、認知症とは違う面がありますね。

「判断能力」とか、そのあたりの概念規定というのが分からなくて、精神科医としては精神医学にのっとった所見は出せるのですが、それが司法の場でどの程度利用されるのか、司法の場で言われる言葉が分かるような手引書みたいなものがあれば助かると思います。

○：法の目的と申しますか、刑事責任を負うという観点、それから、成年後見のような本人保護のための判断、それぞれ法的判断ごとに目的が違っておりまして、精神科医の専門的な鑑定意見というのは尊重はしますが、最終的には裁判官が法的判断を加えて決めます。あるいは、本人保護の観点から制度目的に従って決めることとなります。同じような判断能力の有無といっても、一概に言えないところがありますね。

【問い合わせ、制度の認知度について】

○：実際の申立てを行う場合とは別に、制度について、家庭裁判所に問い合わせはあるのですか。

●：市町村、銀行、社会福祉士の方などから、最近問い合わせは多いですね。

○：それだけ世間に認知されたと言えるということですね。家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、司法のプロ以外から問い合わせがあるということは、逆に言えば、そういうところにもっとPRすれば、さらに認知度が高まってくるということでしょうね。

■：民事裁判では、相続問題についての争いが多いんですね。贈与書を書いた当時の精神能力を訴訟で判断するのはとても難しい問題です。それが、成年後見制度が定着すれば、そういったトラブルもなくなる、だから、どんどん活用してもらいたいというのが裁判を運営する側からの感想です。

以 上